

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可します。

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーと、最後になりました。3点あります。

まず最初に、熱中症対策についてお聞きしたいと思います。

この2、3日、最高気温、少し下がってきて30度切っておりますが、まだまだ残暑と言いますか、1か月以上にも渡る高温高熱、大変な状況で特に障がい者、高齢者、体も弱っている。そういう点を考えますと、この熱中症対策は、まだまだしっかりやっていかなければならない。もちろん、先程室井議員からも一般質問ありました。学校の問題についても同様であります。この点について、2つお聞きしたいと思います。

まず、今言いました高齢者、障がい者の対策であります。全国的にも熱中症と思われる症状で亡くなる方、出てきておりますし、最近、私も長年世話していました方が8月30日に亡くなりました。一応病名は急性心不全でしたが、先程言いました長年世話しているということで、この方皮膚病で、もうとにかく高温、もう極度に弱いという状況、そういう方がこれはやはり、今の高温続きで熱中症的なものがあったんではないのかなと思っております。

いずれにしても、高齢者、障がい者、そういう方々、本当に心配な方が多い状況です。ちょっとお聞きしたいんですけども、なかなか病名ではわからない部分もあるかも知れません。例えば、救急搬送などで一定の状況も把握しているのかなとも思います。今言いました高齢者、障がい者、一人暮らしなどのそういうリスクの高い方、こういう方の状況把握、そしてよく言われておりますが、公的機関の緊急避難所の確保、江差も姥神祭りの時に一応確保はしました。あくまでもあれは限定的であります。こういう点も、もう最高の高温ということは、もう過ぎているかも知れませんが、来年度も含めた対策をしっかりとやっていくためには、現時点でのこの点について、しっかり検証する必要があるのかなという気はしております。そういう状況を確認しつつ、この間江差町として、高齢者、障がい者、一人暮らしの方々の対策、どのようなものだったのか、まず、教えて頂きたいなと思っております。

それから、先程言いました学校の問題、先程室井議員からも答弁ありました。あまり重複したくはありませんが、いずれにしても、エアコンが無い中での学校での対応、本当に大変だろうと思います。国、文科省、それから道教委などの通達によって、先程の対策等々あったかと思えます。特にエアコンが無いということは、温度、湿度、それがどういう状況なのかをしっかりと押さえた上での対策が、また、学校によって状況が違うとか、きっとあったかと思うんです。それも含めた対策どうだったのか、改めてなるべく重複ないような形で答弁を頂ければ、幸いです。

で、改めてエアコンの設置、先程午前中の質疑でありました。確かに町長部局の財源、手当、これはもちろんそうでしょうが、しかしとは言いながらも、これだけ緊急性がはっ

きりしていることを考えれば、教育委員会としてこう考えると。全国的に全国的にとっても、まず北海道が大きいでしょうし、北海道以外ですと、まだ未設置というところ少ないのかも知れませんが、早い所は年度中にこれぐらいやって、残りは来年度に回すとかという緊急的な部分も、しっかり教育委員会が財政当局の方に求めていくと、それぐらいのことを示していかなければならないのじゃないのかなという気はしております。

改めて、ダブル部分があって大変恐縮ですが、ご答弁を願いたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの熱中症対策についてのご質問にお答え致します。

なお、②の学校の対策については、教育長から答弁をさせていただきます。

高齢者、障がい者などの対策におけるご質問でございます。今年度6月から8月までの間、江差消防署において熱中症の疑いにより救急搬送された件数は、12件と確認しております。高齢あんしん課において承知しております高齢者宅で救急搬送した事例は、1件ございました。本事例は、重篤化した状況には至っていないことが確認されております。

また、公的機関の緊急避難所につきましては、熱中症警戒アラートが発表されている日には、外出を控えることを念頭においた状況を個々に考えて頂きたい、現段階では、冷房を備えた避難所を確保する予定はございませんので、ご理解賜りますようお願い致します。

高齢者等に対する熱中症対策につきましては、厚生労働省より発令されております熱中症対策のチラシを介護予防教室などの各種事業において、7月と8月の2回配布し、対策を行っているところでございます。

少しずつ暑さも治まりつつある中ですが、猛暑がまた、今後もないとも限りませんので、高齢者、障がい者、一人暮らしの方々への呼びかけを町内会等へチラシを配布し、ご活用頂きながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

それでは、私の方から小野寺議員の熱中症対策に関する2点目、学校における熱中症対策についてご答弁申し上げます。

先の室井議員へのご答弁と重複致しますが、この間の対策として校内での水分補給や塩分の摂取の指示、学校長判断による下校時間の繰り上げ、あるいは臨時休校の措置をとっているところでございます。

エアコンの設置につきましてもこれも室井議員の答弁と重複致しますが、その必要につ

いては十分認識しており、財源対策を含め検討を行いながら、今後、町長部局と詳細を詰めて参りたいと思いますので、ご理解願います。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーと、何点かお聞きします。

まず、町長部局の方ですけれども、町長おっしゃいました担当課の方からも、私、南が丘の自治会長やっているということで、可能な限りチラシも渡したりということもしております。多分町長おっしゃったのは、このチラシだろうと思うんですが、エアコンを上手に使いましょう。エアコンが無くてですね、外に出なくて家に居れば良いというものではなくて、大変な状況だから少しでも外に涼しいとこがないか。そういう問題なんですよ。それから、先程の答弁の中になかったかも知れませんが、確かに役場をとおしてもしくは、会議施設等でそれぞれ関わっている所、電話など、それから直接のサービスでは、ヘルパーさん等状況掴んでいるというのも、私なりに抑えてはおります。ただ、毎日のように状況抑えられる訳でもない。そういう意味で町長おっしゃったとおり、例えば町内会の力を借りるとか、それはそれで凄く必要だと思いますが、とは言え、必ずしも町内会等でできる訳でもない。やっぱりまずは行政、そしてそれに関わる福祉サービス等の所がどこまでしっかりやっているか。非常に心配なんです。何点かお聞きします。

例えば、一般住宅に方でも町営住宅なんてよくわかるんですが、3階、4階、大変暑いんです。えーと、これどこになるんでしょうか。財政課になるんでしょうか。例えば、そういう町営住宅で必ずしもサービス受けていない方もいらっしゃる。3階、4階、何度くらいになるか、掴んだことあるでしょうか。財政課ってどっちだ。失礼。何度くらいになっているか。

それから、介護関係、そうですね、町が関わるで言いますと、いわゆる「まるやま」でやっているデイサービスの時に、あそこって暑い時って何度くらいだったんでしょうか。

それから、一人暮らしの方で心配なのは、認知症の方です。定期的にヘルパーさん等がケアマネさん等の話も含めて、水分補給して下さいね、食事ちゃんと取って下さいね、と言っても、一人暮らしの認知症の方はですね、なかなかそうはなりません。そういう方、私、昨日一昨日、ちょっと色々世話しました。水分取ってない、冷蔵庫の中は、腐った物が入っていた。これは、介護事業所でもわかりましたと、あのできれば、毎日のように、ちょっと、顔出すようにしますとかっては言っておりましたが、そういう状況なんですよ。これね、やはり先程言いましたこれから、まだまだ残暑で既にこの1か月くらいで体弱っている障がい者、高齢者、一人暮らしの方々、まだまだ大変だと思うんです。そこをしつ

かりと、町もそういうサービスのところ、町内会でもいいと思います。改めて、そこを心配なところ、やるということと、実態を掴んで欲しい。その温度って抑えているんでしょうかね。どれぐらい部屋の温度高くなるか。びっくりするぐらいの人いましたね。やっぱり、私そういう時にちょっと緊急避難所ってね、国だって言っているんですからね、緊急避難所、適切に確保してって。さっきの答弁何だったんだって、ちょっと思いたくなるんですが、まず、その点についてお聞きしたい。

学校の問題。ちょっとお聞きします。やはり、学校の緊急的な状況というのをリアルにする必要あるなと思うんですけども、ちょっと調べましたら、学校環境衛生基準というのがあるんですね。この中に換気とか湿度とか、色々あるんですが、温度、温度で言うと、これはあくまでも基準18度以上28度以下であることが望ましいと、こういうふうになってます。これはあくまでも望ましいということで、ですが、基本的に先程、私、学校によって状況が違うという部分ありました。ちょっと参考まででいいんですが、温度の高い時って学校によってどれくらい高くなっているのか、掴んでいる部分があれば、もし資料があれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

以上です。

(議長)

副町長。

「副町長」

小野寺議員、あのいくつか、個別にちょっと個別にご質問頂いたんですけども、ちょっと相対的になるかも知れません。

まず、チラシの部分でのエアコン上手に使いましょうという、こういうことでございますけども、議員おっしゃるとおり、じゃ付いていない公営住宅含めてどうすんのと、いうことについては、そのとおりに言わざるを得ないんですけども、お伝えしたいのは、言わば小野寺議員のこの質問内容から言うと、お祭りの時は、文化会館であったり、役場の保健センター、これは、最後尾の山車が通過するまで、言わば自分の家に戻れない、それから観光客も含めて、一時的なシェルターの形を取った。ただ、議員おっしゃる様にこれだけ続いたら公営住宅に入っている方々含めて、例えば、公共のそういう施設で冷房がある所をシェルターに開設したらどうかというご提案に、私は受け取ってますが宜しいでしょうか。

それで、それで、今言えることは、文化会館冷房あります。保健センターもあります。あと、限られて来る訳です。それじゃ公営住宅の南が丘にいる方が文化会館まで暑い状況の中で、そのシェルターという所まで歩く、この距離間も含めてどうなのかという点もありますし、冷房のある施設については、限られてございます。また、そこに人の配置必要ないのかどうかという問題もございまして、今年度、これから今日以降については、今のところちょっと難しい。ただ来年度に向けて1つ言えるのは、コミュニティプラザ、いわば旧江光ビル跡地に建つコミュニティプラザが開設する、なる訳で

ざいますが、そういった所については、中心市街地の真ん中にあるという状況もございますので、そこだけは開けるという意味ではございませんけども、今言った今年のような状況も踏まえつつ、色んな役割も含めて考えていきたいと。私からは、公営住宅に3階、4階、何度になるかとか、そういうところはちょっと答えられませんけども、総合的に考えて、今答弁したつもりでございますので、宜しくお願いします。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

えーと、小野寺議員の再質問で学校の教室の温度、把握しているかという部分に関して、私の方からお答えさせていただきます。

学校におきましては、それぞれの教室に温度計、湿度計を設置しております。併せて、暑さ指数だとかを勘案しながらですね、その授業のやり方に関しても、学校の方でそれぞれ工夫しながら進めているところでございます。

ご質問にございました学校の教室での最高気温ということでございますが、先月ですね、1日だけ熱中症アラートが出てですね、臨時休校した日がございました。その時点ではですね、子供達は教室には入ってないんですけども、一番高い所で江差町学校の4階、38度でした。38度と言いましても、計測時点では、生徒さんも入ってない扉も締め切った状態ですので、通常やる場合は、窓を開けて換気対策などを行いながら、室温を下げる工夫を行っているというところでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

副町長答弁されましたので、要は、対策というのは、何でもそうですけれども、もちろん総体的に全体的にトータルとして、設計組み立てしなければなりませんけども、しかし、対象者は、個々それぞれなんですよね。なので、是非、先程の答弁ありました宜しくお願ひしたいのと、その避難所をできたからといって歩いて行けなんてね、普通そういう対策出れば、やっぱり何がしかで移送するとかも含めて考えますよ。是非、ご検討願ひたいと思ひます。学校の方も、宜しくお願ひ致します。

2問目に移ります。

2問目、障がい者計画あすなろ福祉会についてであります。この問題、昨年末報道されてから、特に江差町と全国放送、道内放送も含めて、江差のということで必ず付きます。もちろん江差だけの問題でなく、全道全国同様の問題がありますが、いずれにしても、1

2月に時点で出ましたこの問題、私は改めて、しっかりこの江差の議会として、議会議員として、引き続き取り上げていかなければならないなという思いで3月議会、6月議会、そしてこの9月議会に取り上げるものであります。

それで、報道されたあと、道で監査しておりました。法律に基づいて行いまして、今年の6月の21日に、運営改善を求める指導というものをしております。若干、その指導の内容読みますが、結婚や同居など利用者が日常生活や社会生活を営む上で、重要な場面においては、利用者の意思決定支援への十分な配慮を行う、こういうことがなかったと。ちょっと中略がありますんでね、という指摘。意思決定支援を行うための体制整備、研修などを実施することと。そういう指導でありました。

今回のこのあすなろ福祉会に対する指導も含めて、北海道は、全道の福祉サービス、調査もして、道として全道の障がい福祉サービスに対して、改めて意思決定、結婚したいとか同居したいとかということも含めた、それぞれの障がいを持った方の意思、自分の考え、それを尊重し支援していくと。その徹底を図るということで、改めて道として、利用者本位のサービスが確実に提供され、障がいのある方の権利が最大限に尊重されるようにと、いうことを道として、改めて表明しております。

今、一番重要になってきているのは、今回私は、道の監査、それはそれで受け止めるとして、強く言われているのは、この意思決定支援です。意思決定支援となんなのか、改めて私、確認したいと思うんですよ。ここが抜けると、これから言います町が計画をつくらなきゃなんない。改めて、3年に一度の計画づくりですね。意思決定支援、国のガイドラインがありますが、ガイドラインでこういうこと言っております。意思決定支援とは、自ら意志を決定することに困難を抱える障がい者が日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活をおくることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるように支援し、本人の確認や意志及び選考をし、自分がこれが好きだと、こういうものを好むと、ま、そういう意味ですね、を推定し、支援を尽くして、もし、尽くしたとしても本人の意志及び選考の推定が困難な場合には、最後の手段として、本人の最善の利益を検討する、云々。こういうことを、意志決定支援と言うんです。だとしますと、先程の道の監査、指導、これが十分でなかった。意思決定支援が十分でなかった。施設においては、配慮されなかった。こういう指摘、これから江差町が来年4月以降、障がい福祉サービス全般にわたるサービスをつくる上では、重要な指摘だと、私、思っております。6月議会、3月議会でも、同様な質問致しました。申し訳ないんですが、改めて今日、確認させてもらいます。今の指摘事項は、6月議会のあとですので、改めてこの9月議会で確認させていただきますが、当然この指摘事項は江差町が、今、進めているはずの来年4月からの次期障がい者の計画、これに反映することになると私は考えます。前回言いましたが、この計画づくりは、江差町の江差町障がい者地域自立支援協議会という組織で、策定が進められることになっているはずですよ。どういう議論、検討がされているのか。改めてお伺いしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの障がい者の意思決定支援の徹底を図り、利用者本位のサービスが確実に提供される部分について、次期江差町障がい福祉計画等に反映するために、江差町障がい者地域自立支援協議会等でどのような検討がなされているのか、というご質問にお答えを致します。

次期計画となる第7期障がい福祉計画は、令和6年度より開始することとなりますが、計画を定めるにあたっての基本的方針となる基本指針が国から示され、通知を受領したのが本年6月初旬となっております。この基本指針に基づき、各都道府県並びに各市町村において、検討協議が進められていくこととなりますが、計画策定までの流れと致しましては、北海道が作成する計画の素案等を参照しながら、道内のそれぞれの市町村において計画づくりを進めていくこととなります。

この間、北海道では本年6月14日に1回目の審議会が開催され、8月22日に2回目の審議会が開催されているようですが、現時点において、北海道としての計画の基本的な考え方や計画素案に関する情報等は、各市町村に流れてきていない状況にございますが、9月下旬から10月初旬頃には、ある一定の素案が示されるものと思われま。

江差町障がい者地域自立支援協議会での協議状況と致しましては、令和5年7月28日に第1回目の会議を開催し、まずは、本年度までの第6期江差町障がい福祉計画等の検証等を行ったところでございます。

今後は、次期計画の素案づくりに向け、この後示される北海道障がい福祉計画の素案を参照しながら、国の基本指針にも盛り込まれた障がい者の意思決定支援等の部分をどういった形で計画に反映していくかなどの協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

担当はこっちですが、私あえてこちらを見て、再質問します。

非常に遅れております。他町では、もう進めているところあります。もちろん、江差のようなところもありますが、一定の情報がありますし、国の言っている、先程、示されて部分でもかなりの部分も、もうわかるんですよ。北海道は肉付けするだけです。それで、それを基にもう進めているところはあります。ほぼ半年が終わります。いつもこういう計画、介護保険もそうです。あらゆる計画、国がつくる、国がお膳立てをするこのようなものは、ほとんど、ぎりぎりになって計画つくって、計画できた案が3月のぎりぎりにポン出て来て、そういうことをね、止めて欲しいということが、私の3月、ま、3月の時も言ったと思います。6月、同じことを残念ながら繰り返しているのかなと。これはやはりね、

担当課だけに済む問題では、私、ないと思っているんですよ。ましてや、何度も言いますが、江差のあすなろ云々ということ、が、まだまだ報道されている中で、江差がしっかりと計画をつくらなければならない。もちろん、町長何回も言っているとおり、私が主張している江差で何とかならないか。ということについては、町長もちろん、国等でしっかりやって一定の方針、財源的な裏付けがなければならない。それはそれで、町長のおっしゃることは、私も理解できる場所あります。ただ、江差としての計画づくりはですね、やっぱりやっていかなきゃなんないですよ。私も仕事柄、私、NPOやっている、町内会やっている等々から、担当課のところ何度も顔出したり、大変色んな業務が、新たな業務が、マイナンバーが、今日の朝、道新見ましたら、マイナンバーの再点検で檜山管内では、江差だけでしたっけ。などなどなど。本当に次から次と町民福祉課の方に仕事がきている。そういう中で、この大事な計画づくりについて、やはりしっかりと、町長、副町長がね、目配せしながら大事な計画づくりについてどうなっているんだと。やんなかったら駄目だと思っているんです。まず、その点1点、強く申し上げたい。

で、その上でなんですが、こう言っても、きっと担当課答えると思うので、少し向こうへ喋りますが、是非、今残された本当に短い期間ですよ。あと実質的には、何か月間しかありませんね、実質的には。で、今回この計画をつくる、いわゆる自立支援協議会に該当法人の一定の専門的な立場の方々も入りますよね、入っているはずなんです。今回のこの法人の方々も入る。これは一応、そういう流れできているとすれば、私は、それはそれで受け止めます。であれば、尚更、先程、私言った色んなことを江差の計画をつくる時に、私、6月議会でも言いました、3月議会でも言いました、あまりもう繰り返しません。あすなろの施設で起きた色んな事案について、しっかり検証して、今度つくる計画の中にこういう事を繰り返さないようにということを、その当の法人からも、この協議会に出てくるとすれば、尚更、実のある論議をして、しっかりと計画をつくるということをやってもらいたい。ちょっと遅れてますね、色々、色んな手続き的には。是非、この協議会の中で、実のある論議をして、やってもらいたいということと、何度も言いますが、この協議会だけで計画づくりに終わらしたらね、私、やっぱり駄目だと思っているんですよ。もっともっと、幅広い障がい者の方々、特に今回色々出て来ています、あすなろ学園のグループホームに入っている方々に声をどうやって吸い上げるか。残念ながら今回アンケートはやらないということも、事務段階から聞いております。それだけでなく、従来の江差町の計画づくりのアンケート、対象者が非常に少ない。びっくりしました、私、数。ですから、実態を調べるためにも、状況を掴むためにも、より緻密なやり方で、今の現状を把握し、計画に反映する。そして、今回のこの法人の担当者とも、忌憚りの無い意見交換もして、より良い計画づくりに向かっていく。そういう仕組みづくりをね、大急ぎでやらないと、また今までのようにぎりぎりで作る、そんなこと止めてもらいたいと思っているんです。

是非、答弁を願いたいと思います。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員の再質にお答え致します。

小野寺議員のご質問にもありましたが、去年の新聞報道等であった内容のものについて、北海道において、ご質問にあったような、あの、利用者の意思決定支援に対する十分配慮の部分で改善を求めるという通知が法人の方に出されまして、法人側と致しましても、今後ですね、そういった意思決定に在り方の聞き取りの部分については、あの、丁寧に対応していくというような、報告がなされております。そういったことも含めましてですね、今後ですね、定期的に北海道の方も途中途中で、状況等の確認もしながらですね、今後進めていきますし、それらの部分の情報も町の方にも入ってくると思いますので、そこら辺は、また、随時対応していきたいと思っております。

いずれにせよですね、今回のこういった事案も含めまして、国においても、次期計画策定に向けられた、向けて示された指針の中でも、そういった部分の内容が一部追記されておりますので、引き続き北海道ともですね、連絡を取りあいながらですね、北海道の計画がどういうふう盛り込んでいくのかとか、市町村の計画では、どのような表現で盛り込んでいくのかといったものも協議しながら、協議会でも検討を進めて参りたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、宜しくお願いします。

3番目に移ります。この問題も、昨年6月議会だったと思うんですが、私の実体験を踏まえて、不登校対策をお聞きしました。そのあとも、予算質疑だったかと思うんですけども聞きました。改めて、若干私としては、どうなのかなというのも正直ありますので、この間の私なりの思いも含めて、ちょっと質問に反映させてもらいました。2つあります。

まず、改めて、改めてですが、現在の不登校児童生徒の現状、毎年毎年状況変わると思っていますので、まず、それをお知らせ願いたいと思っております。

それで2つ目なんですが、これが先程言いました昨年から取り上げた問題なんですが、要は不登校の生徒さん、児童生徒さんの対応について、どうなんだろうというのが私の大きな思いとしてあります。昨年の6月以来法律も変わって、いわゆる略称で教育機会確保法、確保法ですね、確保する、確保法というものができて、それに基づいて、この不登校対策も大きな柱として、色々できております。私もなかなか一つ一つのどうなのかなというのわからない面もありますが、だいたい全国全道的な展開の中で、学校にちょっと行きづらいな、学校に行けないな、行きたくないな、しかし、別な所だったら行けるな、というようなところも含めて、それをしっかりと先程言った法律の中で、そういうこともあ

るよ、学校行かないこともあるよ、そういうことが文科省の方で法律に基づいて設計し、全国的に展開されてきております。

で、そういう方法論として江差どうなんだということが、今年の6月議会の質問でありました。それが今どうなっているのか。江差町としてどういう私の提案以外も含めてですけどもね、どうなっているのか、教育委員会での検討、どうして今現状現時点では、どういう考え方なのか、この点について、改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

小野寺議員からの不登校対策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の不登校児童生徒の現状についてでございますが、不登校の定義にあてはまる児童生徒は、8月末現在で4名となっております。不登校の要因については様々ですが、いずれも学校と家庭が連絡を取りながら、本人の様子の確認や登校に向けた話し合いを持ちながら、対応を行っているところでございます。

2点目の児童生徒の居場所づくりに関するご質問でございますが、小野寺議員からは、従来から居場所づくりに関する様々なご提案を頂いており、教育委員会と致しましても、子供それぞれの事由や特性に応じた対応が求められているものと認識しております。

先程、教育機会確保法というお話もご質問の中にもありました。まさしくこの法律は、多様で適切な学習活動を補間するというような法律だと、私も認識しております。

このため、本人や保護者の意向はもとより、学校現場の意見や要望、あるいは、ICTを活用した学校に限らない、個別最適な学びの提供できるよう配慮して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーと、わかりましたというか、動きとしては、今年の6月から結果的には変わっていないのかなと、率直に感想として思っております。

改めて、今の答弁を受けてちょっとお聞きしたいと思うんですが、もちろん多分、今の教育長の話ですと、その教育機会確保法を国の考え方をベースにしつつ、色々検討ということありました。もちろん何らかな検討するとすれば、だいたい、財源、お金も当然必要になってくる、当然人も場所もということも出てくるかも知れない。ですから先程のエアコンじゃありませんけれども、一定の時間も取りながら、場合によっては、町長部局とも財政的なことも含めれば、時間を取った対策に当然なると思うんですね。前回道南の一定の動きなども、少しちょっと勉強してみたいということも、前の担当の部分でありまし

た。

いずれにしても、今の答弁でももう少し具体的に江差教育委員会として、どういう選択肢も可能と考えたことも検討しているのか。結果的には、学校か自宅か、選択肢は2つしかないのか。これ残念ながら、函館だ、札幌だ、道南で言うと、七飯も色んな場があります。ですから、人的な問題もあるかも知れませんが、財政的にも大きいのかも知れませんが、その不登校の子供にとって、色んな場がありますよって、法律的なことを言ったとしても、現実問題、江差町として学校と自宅以外なかったら、結局居場所と言ったってその2つですよ。どういう検討と言いますか、先進的な事例なども踏まえた検討、内部的な検討でも構わないんですけれどもしているのか、ちょっと教えて頂ける範囲で教えてもらえればなと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

はい。具体なご質問ありがとうございます。

教育機会確保法の施行に伴いまして、実は、本年の3月に文部科学省の方で、心プランというものが取りまとめられております。その中には、3つから4つの視点があったんだろうなと思います。

1つは、子供達の居場所づくりです。教育支援センターを新たに学校以外つくるのか。あるいは、学校内に教育支援センターなるものを設置するのか。もしくは、適用指導教室みたいなものを地域の中でつくっていくのか。2つ目の視点は、保護者への支援をしっかりとするという事。そして、3つ目の視点と致しましては、学校がチームとして、成立するような取り組みをしっかりとやって下さい。こういったものが心プランの主たるものだと思います。

少なくとも江差町の町内の学校につきましては、子供の居場所の在り方につきましては、まだ、未着手に部分がございます。ただ、各学校におかれましては、チームを編成しながら、子供のニーズの把握、あるいは普段の様子、ここについては、きめ細かく議論をしております。私どもも子供を一人一人のですね、そのニーズに沿ったものをまずは、的確に情報を集めていきたいと思っています。

それと、令和3年にできた教育大綱、改めて皆さんにお示ししますが、照井町長が子供達の誰一人残さない教育行政を推進すると、教育大綱の一丁目一番地に掲げてますので、我々もそれを意に返しなが、事業なり、チーム、あるいは適切な取組をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

今ありました色々な方法論、それはそれで、是非、進めて頂きたいと思います。

それで、どうしても教育センター的な、その上物と言いますか、学校の中ということもあるかも知れませんが、どうしても、これ、財政的な部分が大きいのということは、教育委員会としては、なかなかしんどい部分もあるのかも知れません。ですので、その実は、色々な資料みると、今、教育長おっしゃったようなことをもっと柔軟に地域の力を借りると言いますか、地域の場所を確保するとかってということも含めて、結構柔軟な居場所ということをやっているんですね、ですから、もちろん、その函館だとか、北斗でしたか、も、教育センター、そういう場所を確保するとかってありますが、仮に、直ぐそこに行かなくても江差は江差なりに、例えば、その地域の退職教員の方々とかですね、そういう力も借りるとか、場所は、一定程度の公的なものって沢山あるので、別に新たにね、立派なものをつくる必要なかも知れませんが、問題は、私は、人材だと思っているんですね。しっかりとその不登校の一人一人の子供達、生徒に向き合える、信頼関係を築ける、継続的に向き合える、そういう人達がしっかりとつくれるかどうか、私、かかっていると思うんです。で、そういう部分で是非、地域の力を借りるとということも含めて、ちょっとやってもらいたいと思うんですが、もしコメントあれば、頂きたいなと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

はい。ありがとうございます。

小野寺議員の言うとおりでございまして、先程の教育機会確保法は、学校外での適切な学習活動の場を確保するといった面も持っております。例えばですよ、来年できる旧江光ビル跡地の中での授業、あるいは、文化会館の図書館のワンスペース、あるいは、小野寺議員がよく、小野寺議員がそもそも対応して頂いた南が丘のふれあいセンター、色々な場所があると思います。そういったものは、子供がどういった場所で学びを続けていきたいか、そういったことを、まずはですね、ニーズの集約に努めて参りたいと思います。

あとは、先程来、申し上げますが、誰一人残さないということを念頭にですね、子供を守護に子供を主役に我々も考えていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は、全て終了致しました。

これで一般質問を終結します。